学校法人四国高松学園公益通報者保護規程

平成20年９月10日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人四国高松学園（以下「本法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本法人の役員及び職員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本法人、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。

一　本法人の職員又は当該通報の日前一年以内に退職した職員

二　派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者で当該通報の日前一年以内に本法人への役務の提供を終了した者

三　本法人が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者

四　本法人の役員及び評議員

２　この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

３　この規程において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。

一　法及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として法別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

二　法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

４　この規程において「被通報者」とは、公益通報者から通報対象事実に該当する行為を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう

（総括責任者）

第３条　本法人における公益通報の処理に関する総括責任者は、常勤理事をもって充てる。

（通報窓口）

第４条　本法人における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、通報窓口を監査室に設置する。

（通報処理体制等の周知）

第５条　総括責任者は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知す

る。

（公益通報等の方法）

第６条　公益通報及び公益通報に関する相談は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会で行うものとする。

（通報の受付等）

第７条　通報窓口において、公益通報を受け付けたときは、総括責任者へ報告するとともに、速やかに当該公益通報を受け付けた旨を当該公益通報者に通知するものとする。

２　前項の公益通報を受け付けたときは、総括責任者は、当該公益通報者に通報事実が通報対象事実に該当することを確認するための資料の提供等必要な協力を求めることができる。

３　第１項で報告を受けた総括責任者は、その内容を速やかに理事長に報告しなければならない。

４　本法人の役員又は通報受付担当者以外の職員が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、または当該公益通報者に対し通報窓口に公益通報するように助言しなければならない。

（通報に対する措置）

第８条　総括責任者は、当該通報事実に係る調査の実施の有無等を、当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

２　総括責任者は、調査を行う場合、必要に応じ、調査チームを設置することができる。

３　前項の調査チームの構成員は、その都度、総括責任者が決定する。

４　調査チームの構成員は、第１項の調査を実施する場合において、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行う。

５　総括責任者は、調査を終えたときは、理事長及び当該公益通報者に対し、調査結果を通知するものとする。

（是正措置等）

第９条　理事長は、調査の結果、通報対象事実に該当する行為法令違反行為が明らかになったときには、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

２　理事長は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

３　理事長は、当該法令違反行為に関与した職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

（被通報者等への配慮）

第10条　第８条第４項及び前条第２項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者又は当該調査に協力した者の名誉、プライバシーを侵害することのないように配慮しなければならない。

（守秘義務、利益相反関係の排除）

第11条　総括責任者、通報窓口の関係職員及び調査を実施する者（以下、この条において「関係職員等」という。）は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。関係職員等を退いた後も、同様とする。

２　被通報者は、自らが関係する通報事案の処理に関与することはできない。

（公益通報者等の保護）

第12条　公益通報者又は公益通報に関する相談をした者（以下「公益通報者等」という。）は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けない。

２　理事長は、公益通報者等に対して不利益な取扱い及び職場内での嫌がらせ等が行われている場合は、公益通報者等を保護するために必要な措置を講じなければならない。

（通報関連文書の管理）
第13条　通報事案の処理に係る記録及び関連資料については、厳正に管理しなければならない。

（不正目的の通報禁止）
第14条　公益通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。
２ 理事長は、前項の不正目的の通報を行った者に対し、就業規則に基づき、懲戒等を行うことができる。

（準　用）
第15条　本法人職員以外の者からの通報については、この規程を準用する。

（個別規程の適用）
第16条　この規程の定めにかかわらず、通報事実に関し、適用を受けるべき個別の規程等（以下「個別規程等」という。）が定められている場合には、当該個別規程等の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

（雑　則）
第17条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総括責任者が別に定める。

（改　廃）
第18条　この規程の改廃は、理事長が行う。

附　　則
この規程は、平成20年10月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成31年２月13日から施行する。

附　　則
この規程は、令和４年10月５日から施行し、令和４年６月１日から適用する。

公益通報記録

記入者：

通報者の氏名		通報年月日	年　月　日
通報者の所属等	（　）職員等　〔所属部課等　〕 （　）その他　〔　〕		
調査結果の送付先（規程第８条関係）	（　）自宅　〒 （　）職場 （　）その他		

通報の内容	
	○ 通報対象者：　所属部課等：
	○ 違反行為の内容　（時期、場所、違反内容等を記入してください。）
	○ その他の事項

証拠書類等の用意の有無
（　）有　〔内　容：　〕 （　）無

備考　１　可能な範囲で記入してください。（全てを埋める必要はありません。）
　　２　規程に基づき、通報者は保護され、不利益な取扱いを受けることはありません。
　　また、個人情報も保護されます。
　　３　虚偽の通報や不正を目的とする通報を行った場合は、就業規則により懲戒処分等を受けることがあります。（職員の場合に限ります。）